



平成 29 年 8 月 7 日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 手塚 稔

賃金指導官 樋浦 雄一

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

報道関係者 各位

## 栃木地方最低賃金審議会 平成 29 年度栃木県最低賃金の改定を答申 —時間額 800 円(引上げ額 25 円、引上げ率 3.23%)—

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 中村祐司 宇都宮大学 教授)は、平成 29 年 7 月 5 日(水)、栃木労働局長(白兼俊貴)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8 月 7 日(月)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対し答申を行った。
- 2 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7 月 27 日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の日安(栃木県の場合は、Bランク 25 円の引上げ)を尊重しつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記 1 のとおり決められたものである。
- 3 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年 10 月 1 日の発効予定である。

【参考：栃木県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
最低賃金額	700 円	705 円	718 円	733 円	751 円	775 円
対前年度上昇率	0.43%	0.71%	1.84%	2.09%	2.46%	3.20%
対前年度上昇額	3 円	5 円	13 円	15 円	18 円	24 円